

鹿児島市における建築確認の電子申請について



令和 8 年 3 月 1 日より「建築確認申請」の電子申請が可能となります。

1. 対象手続き

鹿児島市所管区域のうち、以下の手続きが対象となります。

※従来どおり窓口での書面による申請も可能です。

対象申請	対象の規模
・確認申請 ・計画変更申請 ・計画通知 ・計画変更通知	・建築物 令和 8 年 3 月 31 日まで <u>法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する建築物のみ</u> 令和 8 年 4 月以降 <u>すべての建築物</u> ・昇降機 ・工作物

※確認申請を電子申請により行ったものの変更申請は、原則、電子申請により行って下さい。

※完了・中間検査申請、軽微変更・建築主変更届出などは順次開始予定。

2. 申請方法

「電子申請受付システム（一般財団法人建築行政情報センター（ICBA））」を使用した申請となります。下記 URL より利用者登録のうえ申請してください。

■システム URL <https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/login>

■操作方法 URL <https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

※登録方法・操作方法に関する質問は ICBA に直接お問い合わせください。

3. 手数料の納付方法

電子申請の手数料は、「LoGo フォーム（株式会社トラストバンク）」を利用したオンライン納付となります。事前に LoGo フォームへの登録をお願いします。電子申請の提出後に、別途納付案内を行いますので、案内に沿って支払いを行って下さい。

■URL <https://logoform.jp>

※申請手数料の領収書は発行できません。

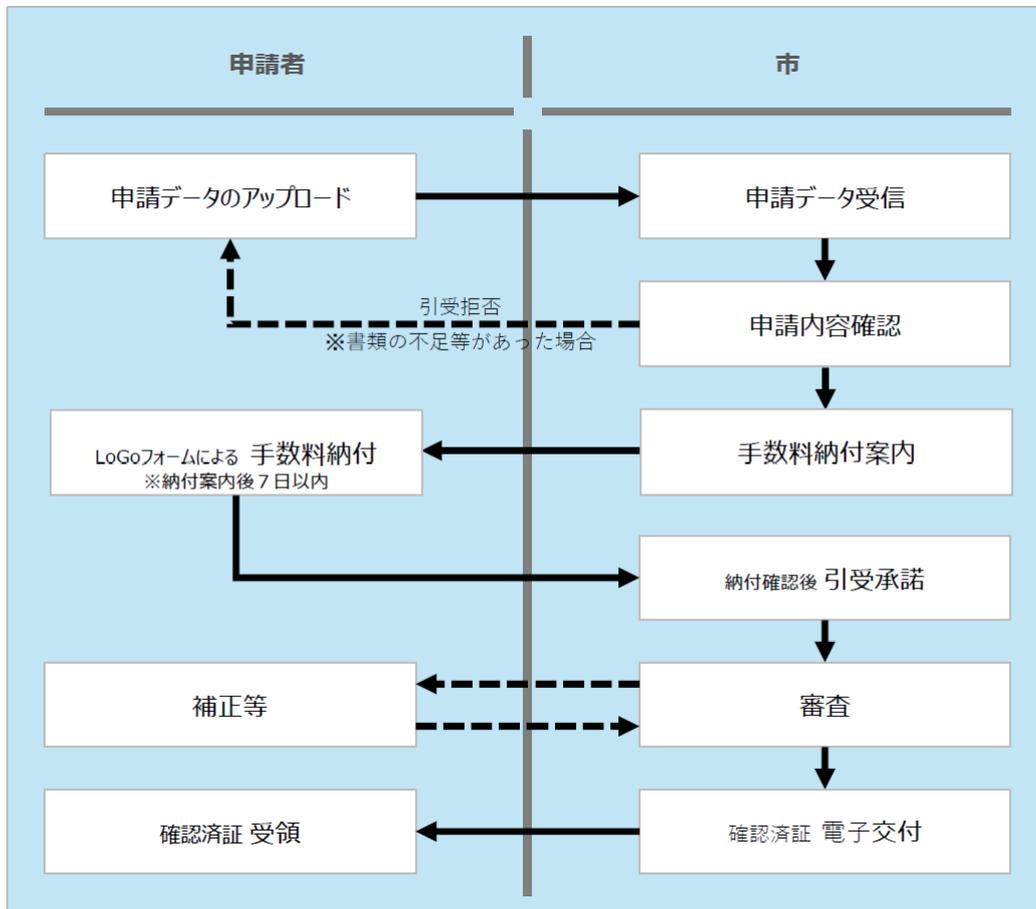
※支払い方法：クレジットカード（VISA/Mastercard/JCB/Amex/Diners）または PayPay

※納付期限：納付案内後 7 日以内（期限までに手数料納付が確認できない場合、引受が拒否される場合があります）。

※手数料は書面での申請と同額です（WEB 決済に伴う決済手数料は発生しません）。

※納付案内は、開庁日及び開庁時間のみ行います。

4. 電子申請の流れ



5. その他留意点

(1) 引受時

提出書類に不足等ある場合は事前に連絡のうえ引受を拒否します。修正後に再提出して下さい。

(2) 受付日

手数料納付が確認され、引受承諾をした日が受付日となります（建築基準法第 6 条第 4 項の「受理した日」）。

※開庁時間（8 時 30 分から 17 時 15 分）外や、閉庁日に納付されたものは、翌開庁日の受付となります。

(3) 消防同意

消防同意に伴う補正は、電子申請システムのほか消防から直接連絡により行われます。修正図書は消防の確認を受けたいで電子申請システム上にアップロードして下さい。

(4) 確認済証等の交付

確認済証その他の処分通知書等は電子交付のみです。書面交付を希望する場合は従来どおり窓口での書面による申請をお願いします。

(5) 副本の返却

電子申請受付システムに保存されたデータを、申請者がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。

(6) 図書等の提出方法

市ホームページ掲載資料をご確認ください。

QRコード	URL
	https://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kenchiku/kenshido/documents/teisyutusyoruinomatomekata.pdf

(7) 質疑応答等の連絡方法

原則、質疑応答は「電子申請受付システム」内で行います。必要に応じて電話連絡する場合がございます。なお、審査状況に関する問い合わせについては対応できません。

6. 電子申請に係る問合せ先

審査に関すること	手数料納付その他に関すること
建築指導課審査係 099-216-1359	建築指導課管理係 099-216-1357